

質問に対する市長による答弁

1. 本市の観光・サービス業等について

- (1) 観光施設などの入り込み客数とその前年比などについて
- (2) 収束を見据えた観光・サービス業などへの支援の概要と効果について

本田議員に、私からは、
本市の観光・サービス業等について、
お答えします。

本市には、松山城や道後温泉といった
四国を代表する観光資源をはじめ、商店街や
宿泊施設が集積しています。

今後も本市の経済を維持していくには
観光・サービス業への支援が重要と
考えています。

観光客の減少

まず、観光施設などの入り込み客数とその前年比などについては、松山城や道後温泉など、ご指摘の7施設の4月の入り込み客数は約2万5千人で、前年と比べ、約85%減少しました。

また、道後温泉旅館協同組合に加盟している旅館などの最新の宿泊者数は、同組合から、4月は約4,700人で、前年と比べ、90%以上減少したと伺っています。

次に、収束を見据えた支援の概要と効果については、事業概要は、売上げが激減している旅館や商店街などに賑わいを取り戻すため、道後温泉旅館協同組合とまちづくり松山などが連携して実施する「宿泊・お買い物キャンペーン」を、

本市も支援します。

具体的には、

市内の旅館やホテルに宿泊される

市民と県民の皆さんに、

一人につき、

千円分の「地域限定の電子マネー」を差し上げ、

市内在住の高校生までの子どもには、

さらに千円分を上乗せします。

また、電子マネーに追加でチャージすると

決済時に2割のポイントが

還元される仕組みで、

本市は、こうした経費のうち

概ね3分の2を支援します。

その効果は、

旅館や商店街などで消費し

3億円規模の経済効果を見込むほか、

市民や県民の皆さんが家族そろって

安心して余暇を楽しみ、

松山の良さを再発見したり
学校休業や外出自粛を強いられた子どもたちが
リフレッシュしたりといった効果も
期待したいと考えています。

その他の質問については
関係理事者からお答えしますので、
よろしくお願ひします。

質問に対する子ども・子育て担当部長による答弁

2. ひとり親家庭等子育て応援金給付金事業について

ひとり親家庭だけを限定して支給するのはなぜか。

また、今回支給する目的と支給の内容などを問う。

答 弁

本田議員に、ひとり親家庭等子育て応援金給付事業についてお答えします。

国は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、全世帯を対象に、一人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業や児童手当の受給世帯を対象として、対象児童一人当たり1万円を給付する、子育て世帯への臨時特別給付金事業を

決定しました。

これら国の事業を、子育て支援の視点で見ると、例えば、子ども二人を育てている世帯の場合、両親がいる世帯には、特別定額給付金40万円と臨時特別給付金2万円の合計42万円となる一方、ひとり親世帯には合計32万円と、同じ子ども二人を育てる世帯への支援に10万円の差が生じることになります。

加えて、ひとり親世帯は、子育て世帯の中でも、収入が特に少なく、非正規な立場での就業割合が高いために、より大きい経済的影響を受けることになり、切実なお声をたくさん伺っています。

そこで、本市では、感染症による様々な影響を受けている子育て世帯全体への生活支援には、国の給付金事業を活用することとし、ひとり親家庭等の支援には、

本市独自の取組みとして、

「ひとり親家庭等子育て応援金給付事業」を
実施することとしました。

具体的には、令和2年4月分の
児童扶養手当を受給している約5,200世帯に対し、
一世帯当たり5万円を、申請なしで、
今月29日に給付したいと考えています。

このほか、本市では、先の特別定額給付金や
臨時特別給付金の給付はもとより、
児童扶養手当や児童手当の前倒し給付も含め、
子育て世帯への経済的支援を
迅速に行いたいと考えています。

質問に対する教育長による答弁

3. 教職員事務事業について

業務条件や雇用条件について

答 弁

本田議員に、
教職員事務事業についてお答えします。

まず、
今回の教育活動支援員の業務内容は、
学校での新型コロナウイルス感染予防のため、
校内の衛生環境整備や保健室の業務を補助し、
教職員と連携して、
保健管理業務全般の補助を行うことです。
その雇用条件につきましては、

国や愛媛県の補助金を
活用して雇用するため、
「愛媛県学校教育活動支援員配置事業実施要領」
に基づくほか、
会計年度任用職員としての雇用であり、
地方公務員法の適用を受けることから、
「市職員として免職処分を受けていない者」等の
欠格条項に該当しない要件があります。
また、具体的な勤務条件は、
月曜日から金曜日までの週5日で、
1日3時間勤務を基本とし、
休日や休暇、給与等については、
会計年度任用職員の
条例等の規定によります。
基本の月額は、実施要領を考慮し、
65,000円程度を見込んでいます。
募集は、
広く市民等に応募いただきたいと考えており、

ハローワークでの求人情報に掲載するほか、
市ホームページや公民館、
市PTA連合会を通じて
積極的に周知を行います。

この教育活動支援員の雇用により、
学校現場での感染予防が徹底されることに加え、
応募いただく方の中には、
新型コロナウイルスの影響を受け、
就労の機会を失われた方も考えられますので、
地域の雇用促進という観点としても
有効であると考えています。